

入札説明書

令和7年5月23日さいたま市告示第885号により公告した入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 件名

さいたま市支出関係書類審査等補助業務

2 競争入札参加資格確認申請に関する事項

競争入札参加申込兼資格確認申請書を提出するときは、次に掲げる（ア）又は（イ）の書類を添付してください。

令和2年以降に「さいたま市支出関係書類審査等補助業務」と同規模の契約実績があることを証明する書類

（ア）契約書の写し

（イ）履行を証明する書類の写し

3 仕様に関する質問方法

（1）提出先 さいたま市出納室審査課

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

電 話 048-829-1604（直通）

F A X 048-829-1993

M a i l suito-shinsa@city.saitama.lg.jp

（2）提出方法 質問書を郵送、F A X又は e-mail で提出してください。

（3）受付期間 公告日から令和7年6月9日（月）まで

（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後4時まで）

（4）回答方法 令和7年6月25日（水）までに、以下のさいたま市ホームページにて公開する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p121557.html>

4 入札保証金に関する事項

（1）入札保証金の納付期限 令和7年7月1日（火）

（2）入札保証金の納付場所 さいたま市の指定する金融機関

（3）その他 入札保証金の納付を要するとされた者は、本市が交付した納付書により、見積もった金額の100分の5以上を入札日までに納付した上で、納付書兼領収書の写し（本市の指定金融機関の領収印があるものに限る。）を入札書とともに同一の封筒に入れ、入札してください。

5 入札保証金の納付免除に関する事項

（1）競争入札に参加しようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付免除となります。

ア 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上に

わたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者。

イ 保険会社との間にさいたま市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札保証金の納付免除を申請する場合は、令和7年6月9日(月)までに、入札保証金免除申請書に次の書類を添付して提出してください。

ア (1)のアに該当する場合 契約書の写し又は履行を証明する書類の写し

イ (1)のイに該当する場合 入札保証保険証券の原本

6 入札及び開札に関する事項

(1) 入札及び開札に立ち会う者は、入札参加者又はその代理人とし、1名のみ入札場所へ入場できます。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければなりません。(入札前に委任状を提出していただきます。)また、入札及び開札時には、必ず携帯電話の電源を切ってください。

(2) 入札参加者又はその代理人は、入札場所に入場するときは、競争入札参加資格確認結果通知書の提示を求めることがありますので、必ず持参してください。

(3) 最低制限価格

設定しません。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の110分の100の価格の範囲内で入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(5) 再度入札の実施

初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者としてします。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができません。再度入札の回数は、1回とします。